

守山駅前西口自動車駐車場管理運営（機器更新含む）業務 公募型プロポーザル実施要項等
参加表明書等に関する質問への回答

No	資料名	ページ	質問内容	回答
1	仕様書	P2	機器の撤去に関しては受託者側での処分（マニフェスト発行含む）との認識で相違ございませんか。	機器の撤去、処分に関しては、受託者において、各種法令等を遵守し、必要な手続きを踏んだうえで実施してください
2	仕様書	P2	配管類も撤去対象でしょうか？又は継続使用可能な場合は引き続き使用しても宜しいでしょうか？	配管類に関しては継続使用を可能とします。ただし、継続使用後に破損等があった場合には、受託者の責において修繕してください。
3	仕様書	P2	精算機基礎は継続利用可能でしょうか。	精算機基礎は継続利用を可能とします。ただし、継続使用後に破損等があった場合には、受託者の責において修繕してください。
4	仕様書	P2	警備会社の警備ボックス等が既設で見受けられますが、撤去対象でしょうか？	警備ボックスについては、撤去の対象です。なお、ボックス内に設置されている警備システムについては、工事のために駐車場を閉鎖した後に、現在の警備会社において撤去する予定です。
5	仕様書	P2	現地には現在出庫警告灯の設置がございますが、今回は撤去のみで新規設置は不要でしょうか。	出庫警告灯については、撤去のみです。新規設置に関しては、必要に応じて提案してください。
6	仕様書	P2	既設の1次側電源は継続使用可能でしょうか。	電源については継続使用可能とします。
7	仕様書	P3	クレジットカード、交通系ICには基本料金その他、手数料が発生いたしますが、各種手数料に関する取り扱いはどのようにお考えでしょうか。受託者側で利用回数・金額を想定して、手数料も含め月額固定業務委託費に含めるとの認識でしょうか。	各種手数料に関する取り扱いについては、月額固定業務委託費に含めるものとしてください。 なお、過去の利用実績は下記のとおりです。 令和4年：(総精算数)6,981 (売上)2,902,900円 令和3年：(総精算数)6,531 (売上)2,628,800円 令和2年：(総精算数)6,056 (売上)2,399,200円 令和元年：(総精算数)6,386 (売上)2,732,900円 平成30年：(総精算数)6,806 (売上)2,928,600円 ※総精算数については、利用料金が発生した件数のみです。
8	仕様書	P5～P6	現状の路盤面に損傷箇所（ひび割れや平坦性の低下）が見受けられますが、こちらは貴市ご負担による修繕対象でしょうか。	現状の路盤面の損傷については、不可視部分であることから、詳細は不明ですが、舗装面の損傷については、「施設の補修（市設置分）」に該当することから、本市での修繕対象となります。ただし、本業務におけるシステム設置の際に必要な舗装の破碎等に起因する損傷については、受託者負担とします。
9	仕様書	P3	インボイス対応について代理交付とありますが、協議により事業者側の番号にて対応してもよいでしょうか。	インボイス対応については、本業務の契約期間終了後も精算機は引き続き利用する予定であることから、本市の登録番号としてください。
10	仕様書	P3	機械警備周辺機器を設置とありますが、24時間365日対応できる体制を整えるという認識でよろしいでしょうか。	24時間365日対応できる体制となる為に必要な、ハードとソフトの整備を想定しています。
11	仕様書	P4	すべて新品との記載がありますが、一部の機器が運営開始時に納期が間に合わない可能性がございします。その場合、中古を使用し、納品があり次第機器の入れ替えを実施してもよいでしょうか。その際に駐車場閉鎖期間を別途頂きたいです。	機器の仕様については仕様書のとおりとします。 ただし、社会情勢等の理由により不測の事態等により、運営の開始に支障をきたす場合については、仕様書の内容の変更について発注者と受注者が協議を行うものとする。

12	仕様書	P 6	長期車両対策が受注者の区分となっておりますが、どこまでの対応を求められておられますでしょうか。	注意喚起等、市営駐車場が正常に運営されるために必要な対応を行ってください。
13	仕様書	P 3	現状駐車場の過去 5 年間の入出庫数と売上について教えてください。	質問No 7 のとおりです。
14	仕様書	P2	現状の電源については引き続き使用できるという認識でよいでしょうか。	質問No 6 のとおりです。
15	仕様書	P 5	光熱費の負担は事業者となっておりますが、名義変更ができないと想定されるため、別途協議の上、電気代を事業者から貴市へお支払いするという契約は可能でしょうか。	光熱費については、事業の継続性の観点から負担者を市に変更します。
16	仕様書	P 6	領収書の再発行については、利用者様へ後日郵送という対応でよいでしょうか。	領収証の再発行については、後日郵送で問題ございませんが、郵送料等の必要となる経費については受託者の負担とします。
17	様式 2	—	様式第2号に記載の根拠資料について、契約書以外だとどういった資料が認められるのでしょうか。	根拠資料について、契約書のほかに、協定書、行政財産使用許可書、覚書などを想定しています。その他、客観的に見て、契約の相手方や契約期間等の様式 2 に記載する事項が確認できる資料であれば、根拠資料として認めます。
18	様式 2	—	様式第2号に記載の根拠資料で運営実態がわかる資料とありますが、H P 掲載のデータは根拠資料に該当しますでしょうか。	H P 掲載のデータについては、様式 2 に記載する事項について確認ができるものであれば、根拠資料として認めます。